

# 倉敷市立倉敷支援学校 いじめ問題対策基本方針 令和4年度

## いじめに関する現状と課題

- ・スマホ等の普及に伴い、インターネットを介していやがらせのメールやLINEを送信し、相手を中傷する行為がみられる。
- ・ふざけ合いなどを含め、軽くぶつかったり、叩いたりすることで、相手に対してストレスを与えるような行為がみられる。
- ・故意ではないが、相手をじっと見たり、失敗を笑ったりすることで、相手に不安感や不快な思いを与えてしまう行為がみられる。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・「いじめは、人権を侵害する決して許されない行為であること」という、強い認識を全教職員がもつこと。
- ・いじめられている児童生徒の立場に立った、親身な指導を全教職員が行うこと。
- ・いじめは、家庭教育にも関わりがあることから、平素から家庭との連携を密にすること。  
(重点となる取組)
- ・個性や差異を尊重する態度や、その基礎となる価値観を育てる指導を推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症などの疾病に関する正しい知識を知らせ、誤った情報による人権侵害が起こらないように配慮する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝える。</li> <li>・家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学年だより等を通じて、家庭との緊密な連携を図る。</li> <li>・SNSに係る危険性やネット上のいじめについての認識を深めるため、情報モラルに関して、保護者への啓発を促進する。</li> <li>・必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行う。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>いじめ対策委員会</b></p> <p>〈役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策の全体計画や対策マニュアル等を立案し、いじめ対策委員会の運営と、会議結果の全教職員への周知を行う。</li> </ul> <p>〈開催時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年3回開催する。(6月、11月、2月)</li> <li>・緊急時には、いじめ緊急対応会議を開く。</li> </ul> <p>〈内容の教職員への伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直後の職員会議で周知する。緊急時は職員朝礼で伝達する。</li> </ul> <p>〈構成メンバー〉</p> <p>学校長、副校長、事務主幹、各部教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、人権教育チーフ、学年主任、養護教諭、該当学級担任</p> <p style="text-align: center;"><b>全 教 職 員</b></p>	<p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県教育委員会</li> <li>・倉敷市教育委員会</li> <li>・各警察署、青少年育成センター</li> </ul> <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や児童生徒への指導方針や対応方法の相談</li> <li>・情報交換や相談、連絡会議への参加</li> </ul> <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学部教頭 ・生徒指導主事</li> </ul> <p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倉敷市総合療育相談センター</li> <li>・児童相談所</li> <li>・少年サポートセンター</li> <li>・子ども相談センター</li> </ul> <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に対する専門相談や障害者支援センター等への橋渡し</li> </ul> <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育コーディネーター</li> </ul>

## 学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>〈いじめ対策委員会の設置等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職(学校長・副校長・教頭)を中心とした組織的な対応ができるように、いじめ対策委員会を設置するなど、学校組織を整備する。</li> <li>・生徒指導分掌会では、学校全体での正確な情報収集、情報の整理・分析と適切な情報管理を行うとともに、効果的な対策の検討と全教職員への周知・共通理解を図る。</li> </ul> <p>〈学校・家庭・地域の連携〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職(学校長・副校長・教頭)を中心として、学校・家庭・地域が相互に密接な連携を図り、一体となった教育活動を推進する。</li> </ul> <p>〈学年・学級経営の充実〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自己肯定感」「共感的人間関係」のある学年・学級集団を形成していく。</li> </ul>
② 早期発見	<p>〈実態把握〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝の巡回や休み時間、更衣場所の様子に複数の教職員で目を配り、早期発見や教職員間の情報交換を心掛ける。</li> <li>・「学校生活についてのアンケート」を行い、いじめの早期発見を心掛ける。</li> </ul> <p>〈情報共有〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が児童生徒の変化や、いじめを発見した際、学校への連絡方法(連絡帳等を利用)を周知する。</li> <li>・スクールカウンセラー等への相談申し込み方法を周知する。</li> </ul>
③ いじめへの対処	<p>〈いじめ情報の確認〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校の児童生徒が、いじめを受けているとの通知を受けたとき、素早く事実確認をする。</li> </ul> <p>〈いじめの組織的対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的対応をするため、いじめ対策委員会の緊急対応会議を開催する。</li> </ul> <p>〈児童生徒への早期対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた児童生徒への支援および見守り、いじめた児童生徒への指導や保護者への対応を素早く行う。</li> </ul>